

消費者裁判手続特例法等に関する検討会

第10回 議事録

消費者庁消費者制度課

第10回 消費者裁判手続特例法等に関する検討会

1. 日 時：令和3年8月30日（月）15：00～17：50

2. 場 所：オンライン開催

3. 議 題

- ・ 報告書作成に向けた議論

4. 出席者

（委員）

山本委員（座長）、沖野委員、飯田委員、大高委員、大屋委員、垣内委員、木村委員、河野委員、後藤委員

（事務局）

坂田審議官、黒木消費者制度課長、伊吹専門官

（オブザーバー）

最高裁判所、法務省、独立行政法人国民生活センター、特定非営利活動法人消費者機構日本、特定非営利活動法人消費者支援機構関西、特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会

※本議事録中においては、特に断りのない限り、「特例法」とは、消費者裁判手続特例法を指している。

【１．開会】

○山本座長

それでは、所定の時間になりましたので、ただいまから第10回「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」を開催いたします。

本日も、委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

最初に、事務局から接続と資料の確認についてお願いいたします。

○伊吹専門官

事務局でございます。

本日も前回と同様、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、座長を含め、委員、オブザーバーの皆様をオンラインでおつなぎしております。

まず、皆様の接続状況を確認いたします。委員の皆様におかれましては、順番にお名前をお呼びしますので、画面中央にあるマイクのアイコンをオフからオンにしてお返事いただき、その後、再度マイクをオフにさせていただきますでしょうか。

※全ての出席委員について接続状況を確認。

○伊吹専門官

皆様、ありがとうございました。

なお、本日は河野委員及び後藤委員が15時15分頃から御出席されるということで御連絡いただいております。

次に、ウェブ会議の操作説明をいたします。ハウリング防止のため、皆様におかれましては、御発言時以外は常にマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言される際は「挙手」をクリックしてお知らせください。御発言が終わられましたら「手を下げる」をクリックください。

また、オブザーバー及び傍聴の皆様は、マイクだけではなくカメラについても常時オフに設定をお願いします。

続きまして、本日の資料ですが、議事次第に記載のとおり「報告書（案）」になります。

事務局からは以上でございます。

【２． 報告書作成に向けた議論】

○山本座長

ありがとうございました。

早速、議事に入りたいと思います。

本検討会では、本年３月より検討を開始し、この間９回にわたって議論を進めてまいりました。前回までで各論点についておおむね３回ぐらい議論を重ねていただいたところでありまして、各項目について全体的にはおおむねその方向性が見えてきたのではないかと感じております。

そこで、本日は事務局のほうでたたき台として報告書（案）をつくっていただきましたので、取りまとめに向けた議論ということで、この報告書（案）を基に検討会として取りまとめ内容について御議論をいただきたいと考えております。事務局から報告書（案）について説明をいただいた後、質疑応答、意見交換を行うということで進めていきたいと思います。

まず、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○伊吹専門官

事務局のほうから、報告書（案）につきまして御説明をさせていただきます。

まず、印字ページで１ページから「検討の経緯」を記載したものでございます。

３ページから、「第１ 消費者団体訴訟制度の意義、施行後の状況及び課題」という形で整理をしております。３行目の１が「消費者団体訴訟制度の意義」でございまして、（１）の「制度の意義」、４ページの２２行目から（２）ということで「（特定）適格消費者団体に期待される役割」を記載しております。

５ページに参りまして、２９行目からの２ポツ、「法施行後の状況」ということを整理しております。

その後に、７ページの６行目から３ポツ、「現状の要因と課題」という項目に整理をしております。この７行目からは、被害回復制度の活用範囲が広がらない現状の要因というところを記載しております。

８ページの１行目からは、制度が実際に運用される中で把握された課題等を記載しております。

９ページから具体的な内容になってございます。まず、「第２ 被害回復裁判手続の制度的な対応」という項目を整理しております。

１ポツが「対象となる事案の範囲」でございまして、さらに内容が項目で分かれておりまして、（１）が「請求・損害の範囲の見直し」という項目でございまして、

ここからは、それぞれの項目につきまして、〔問題の所在〕及び〔考えられる対応〕という構成で記載してございます。

10ページに参りまして、9行目から〔考えられる対応〕の①が「慰謝料」でございます。これまでの御議論を踏まえて記載しておりまして、24行目以降でございますけれども、これまで画一的なということで御議論いただいた点をさらに敷衍する形で記載してございます。「慰謝料として相当多数の消費者に同一額ないしは共通の算定基準により算定される額が認定される場合」ということで、「すなわち」以下でさらに具体的に記載をしているところでございます。

さらに、11ページの11行目から、「もっとも」というところで、「個人情報漏えい事案における慰謝料を対象とすることについては、なお慎重な検討を要する」という記載をしてございます。26行目以下で記載しておりますような、「懸念を踏まえると、慰謝料を本制度の対象とする場合においてもなお、過失による個人情報漏えい事案については、当対象外とすることが考えられる」、また、35行目以下で、「事業者の故意による個人情報漏えい事案に係る慰謝料は本制度の対象とすべきと考えられる」という記載をしてございます。

12ページが一番上の「②その他の現行法上対象外とされている請求・損害」につきましては、これまでの御議論を踏まえまして、19行目以下でございますが、「将来的な検討課題とする」という形で記載してございます。

続きまして、「（２）被告の範囲の見直し」につきましては、13ページの7行目以下の〔考えられる対応〕でございますが、「不法行為に基づく損害賠償請求について被告となる事業者が故意又は重大な過失による不法行為責任を負う場合において、当該事業者と故意又は重大な過失による共同不法行為責任を負う個人を共通義務確認訴訟の被告となる者に追加することが考えられる」という記載をしてございます。

また、17行目以下で、複数の事業者が関与する悪質商法等につきましては、現行法の解釈を明確化することが考えられるという記載をしてございます。

次の（３）に参りまして、「直接的な契約関係にないが一定の関与をした事業者に対する請求」でございます。こちらにつきましては、14ページの16行目以下で「解釈を明確化することが考えられる」という記載をさせていただいております。

次の「（４）支配性の要件の考え方」につきましても、15ページの9行目、「したがって」以下等で、「支配性の要件の考え方を明確化することが考えられる」という記載をしてございます。

次の18行目から、「２．共通義務確認訴訟における和解」でございます。こちらにつきましては、16ページの7行目以下、〔考えられる対応〕で幾つか項目を分けてございます。

まず、「①内容についての規律の在り方」は、「和解内容を限定する第10条の規律を削除することが考えられる」という記載をしてございます。また、18行目からの②で、「想定される和解の類型及び留意点と必要な所要の措置」というところを整理してございます。

18ページに参りまして、「③適正性の確保」「④実効性の確保」につきまして、これまでの御議論を踏まえた記載をしてございます。

次の19ページ、「3. 対象消費者への情報提供の在り方」ということで、これをさらに項目を分けてございまして、(1)が「通知方法の見直し」というところでございます。こちらは28ページ目以下、「通知において公告を確認するために必要な事項（ウェブサイトのURL等）を記載したときには、現行法が定める通知事項の一部の記載を要しないこととすることが考えられる」という記載をしてございます。

次の20ページの1行目、「(2) 役割分担と費用負担の見直し」という点でございます。33行目から、「①特定適格消費者団体及び事業者の役割分担及び費用負担の在り方を見直し」という点でございます。

こちらにつきましては、22ページに参りまして、10行目以下で「具体的には」ということで、裁判所においてここに記載しておりますような点を判断するという手続を導入することが考えられるという記載をしてございます。また、16行目以下で、その点に関する判断の基準を定めることが考えられるという記載をしてございます。

その下、29行目から、②が「行政の役割の拡充」、23ページの9行目、③からが「指定法人の活用」という点を整理してございます。

その次に、(3)で「情報提供の実効性を高めるための方策」という点につきましては、24ページの6行目から、「①保全手続の導入」ということで、「裁判所の関与の下、事業者が保有する対象消費者の氏名及び住所又は連絡先の各情報を、共通義務確認訴訟が終了するより前の段階で保全する仕組みを設けることが考えられる」ということで、その以降の「例えば」というところで具体的な内容を記載してございます。

次の「②第三者の協力を得る仕組み」につきましては、「制度的な手当てについては将来的な検討課題とすることが考えられる」という記載をしてございます。

次の「4. 実効性、効率性及び利便性を高める方策」という点につきまして、まず(1)が「特定適格消費者団体の情報取得手段の在り方」という点でございます。

25ページから、3行目のところで「①適格消費者団体との連携協力規定の明文化」というところを記載してございます。②以下につきましては、「②行政機

関が保有する情報」、「③事業者の財産に関する情報の取得」、「④第三者の協力を得る仕組み」というところで、これらはいずれも将来的な検討課題とすることが考えられるということを記載してございます。

続きまして、26ページの「(2)時効の完成猶予・更新に関する規律の在り方」でございます。こちらでも27ページの2行目、「具体的には」以下で、前回まで御議論いただいた内容を踏まえた具体的な記載、新しい規律を設けることが考えられるというところを記載してございます。

次の「(3)簡易確定手続開始の申立義務を免除する範囲等」でございます。こちらにつきましては、28ページの2行目以下でございますが、①が正当な理由について、②が通知・公告義務等についてそれぞれ解釈を明確化することが考えられるという記載でございます。あわせて、③で申立期間の柔軟化というところを記載してございます。

(4)が「手続のIT化」でございまして、24行目から「①裁判手続のIT化」、32行目から「②特定適格消費者団体と対象消費者との間の手続のIT化」ということで、項目を分けて記載してございます。

29ページから「(5)簡易確定手続における事件記録の閲覧等の在り方」ということでございまして、17行目の「そこで」以下でありますけれども、「その主体を当事者及び利害関係人に限定することが考えられる」といった記載をしてございます。

(6)が「対象債権にかかる金銭の支払方法及び支払に要する費用」ということでございまして、こちらは「考えられる対応」に記載しておりますような形で、「解釈上明確にすることが考えられる」という記載をしてございます。

31ページから「第3 特定適格消費者団体の活動を支える環境整備」でございます。[問題の所在]を記載した上で、32ページから「考えられる対応」ということで、「①消費者団体訴訟制度の運用を支える主体」ということで、「指定法人制度を導入することが考えられる」という記載をしてございます。各役割ですとか、33行目以下では、適切な指定基準や必要な行政監督等に関する規定を整備すること等を記載しているという点でございます。

33ページ以下で、「②消費者団体訴訟制度や(特定)適格消費者団体に関する理解の促進」、「③(特定)適格消費者団体の事務負担の軽減等」というところを記載してございます。

35ページから最後の項目でございまして、「第4 その他」でございます。

「1. 破産手続との関係」ということで、これまで御議論いただいた内容を整理したものでございます。

「2. 検討会の検討対象外とした事項」ということで、「訴訟外での協議の促進やいわゆるオプトアウト方式の検討を指摘する御意見があった」というところ

ろで、「将来的な検討課題とすることが考えられる」という記載をしてございます。

37ページが委員等の名簿でございます。

38ページからが検討会の開催状況でございます。

事務局からは以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、早速、質疑に入りたいと思いますけれども、先ほどもおっしゃったように、今回は報告書の取りまとめに向けた議論ということになりますので、御発言につきましては可及的に報告書（案）のどの部分についてのものかということ特定いただいて、また内容の加筆・修正を求められる場合には、どのような内容の記載をすべきかについて、これもなるべく具体的に示していただければと存じます。

また、前回までと同様、それぞれの御意見に対する御質問や御意見を充実させることで、委員間での議論を深めていきたいと考えておりますので、恐縮ですが、御発言は1回当たり2分程度を目途にいただき、また、他の委員の御意見等を踏まえたさらなる御意見も積極的にいただきますようお願いいたします。

また、最後にお話ししますように、今回御発言いただけなかった事柄については、期日間といいますか、次の期日に向けて事務局のほうに御発言を補充していただく機会を設けたいと考えておりますので、今日発言するなということではないのですけれども、細かい字句修正その他、お気づきの点については、またそのような機会も設ける予定であるということも御勘案の上、御発言をいただければ大変ありがたく存じます。

それでは、報告書（案）ですが、御説明いただいたように複数の項目に分かれていますので、項目ごとに適宜区切りながら進行をしてみたいと思います。

まず、報告書の1ページからの「検討の経緯」の部分、3ページからの「第1消費者団体訴訟制度の意義、施行後の状況及び課題」、総論的な部分ですが、この部分について御審議をいただきたいと思いますので、御発言あるいは御質問のある委員は挙手機能を用いてお知らせをいただければと思います。

大高委員。

○大高委員

ありがとうございます。

まず、短い間にこのような報告書（案）をまとめていただきました事務局の

方々の御努力に敬意と御礼を申し上げたいと思います。

今回の報告書をざっと拝見させていただきまして、もちろん個々には、これからも申し上げますように、中には改善提案として果たして十分なのかと思う点、疑問に思う点もないわけではないのですが、この総論でもお書きしていただいているように、特に急ぎ対応する必要がある事項について、現時点でコンセンサスを広く得られるものを取りまとめるという観点からは、全体として一定の評価ができるものではないかと思っております。

もっとも、今回はあくまで取り急ぎ対応すべきものということで、かなりの項目が将来の課題と位置づけられているものがございますので、これについてはぜひ引き続き検討をお願いしたいと思っております。

その上で、各論で、まず座長のほうから御指摘いただいた範囲で、「（特定）適格消費者団体に期待する役割」というところで、5ページの15行目以下になりますが、団体の事実上足りないところとして、信頼醸成の背景として足りないところで、団体による実績の集積とその周知が重要である、その後者が足りないということですが、この辺りは、特に差止請求に関してはそれなりの実績と広報がされてきている部分もございますので、その点は若干書き分けもあったほうがいいのかと感じました。

あと、5ページの21行目からについて、団体の活動の中で事業者にメリットがあるという記述の中で、団体から消費者被害への関与を指摘されないということが事業に対する健全な信頼の基礎を与えることになると考えられるという記述がありますけれども、言わんとすることは分からないでもないのですが、団体から指摘されないこと、イコールお墨付きだみたいなのはやや書き過ぎではないかという感じがいたします。むしろ、団体の活動が健全なマーケット構築の助けとなって、それが結果的に、間接的に事業者にとってもメリットになるという趣旨ではないかなと理解をいたしますので、ここについては若干書きぶりを御検討いただければと思います。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

木村委員、お願いします。

○木村委員

5ページの19行目から、先ほど大高委員からも御指摘があった部分でござい

ます。特定適格消費者団体から提訴とか申入れを受けていないだけで信頼の基礎ができるのかというと、そこは言い過ぎではないのかなと思いますので、議論があるようであれば、ここの部分は削除いただくほうがいいのかなと考えます。

また、7ページの22行目、対象となる事案の範囲や手続の柔軟化について議論がされてきたわけですがけれども、我々からしますと、悪質事業者の事案だけではなくて、真っ当な事業者による過失によって消費者に被害が生じたといった場合も包含されているわけですので、本法の改正が企業実務に与える負の影響ないし萎縮効果ということについても考慮が必要だということを再三申し上げてきたところでございまして、「3. 現状の要因と課題」というところにもその旨の記載をいただく必要があるかと思っております。

また、濫用的な訴えに対する応訴負担ということにつきましても、経済界、事業者としては強く懸念をしてきたところでございますので、濫用事案に対する抑止手段の強化を検討すべきだという指摘があったということも、3の中で、総論的な部分で記載をいただくのがよろしいかと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。特段よろしいですか。

沖野委員、お願いします。

○沖野座長代理

今、大高委員と木村委員との間で、5ページの事業者にとってのメリットの点で修正と削除という御提案が出たものですから、それについて申し上げたいと思います。

事業者にとってもメリットがあるということは、何度か繰り返し御指摘のあった点ですので、ここはやはり維持していただいて、必要な修文をお願いできればと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

大高委員、どうぞ。

○大高委員

今、木村委員の御指摘で、濫用的な応訴負担等のことについても総論的に書いていただきたというお話がありましたので。そういった御懸念が事業者からあるというのは理解をしておりますけれども、今回、初めて制度をつくるというのではなくて、ある程度運用期間があつての改定の検討でありますので、これまでにそういった濫用的な事例があつたのかどうかということを前提としてまずは考えるべきではないかと思っております。

もし、そういった濫用的な懸念をと書くのであれば、現時点であるのか、ないのかということを、私はないと理解しておりますけれども、そういったことを書かないのであれば、若干ミスリーディングかなという感じはいたしております。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

河野委員、どうぞ。

○河野委員

ありがとうございます。

冒頭、少し遅れまして申し訳ございませんでした。

総論のところですが、先ほど沖野委員にも言及していただきましたけれども、消費者団体訴訟制度の活性化は事業者さんにとってもやはりメリットがあると強く思っております。

対象としているのは、悪質事業者からの被害回復はもちろんですけれども、真つ当な事業者さんも、何かの瑕疵があつて多くの消費者に被害を与えた場合は、このルールをしっかりと応用してレピュテーションと被害回復を図っていただけたらと思っておりますので、ぜひ先ほどの事業者にとってもメリットがあるというところは残していただき、その下の部分においては、公正なマーケットの維持、拡大においてこの制度は役に立つのだという書きぶりにしていただければと思っております。

もう一点、最初にやはり申し上げなければいけなかったと思うのは、4ページの中段の13行目から16行目のところで、この制度は社会的インフラの一つとも言えるというふうにしっかりと明示していただいたこと、これからもやはり事業者と消費者の間には、知識量、情報量、交渉力の格差というのは、ビジネスが複雑になればなるほどその格差は大きくなっていくと思いますので、この制度をしっかりとインフラの一つとしてブラッシュアップしていただけたらという表れだと思いますので、この表記は歓迎したいと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。
大屋委員、お願いします。

○大屋委員

ありがとうございます。

木村委員と大高委員の間で議論のあるところだと思うのですが、7ページの22行目から23行目にかけてのところだと思うのですが、議論の前提として、健全な事業者に過度な不安を与えたり、萎縮させたりすることは望ましくないということは書いてもよいと思います。これは当然のことであると。

そうすると、例えば、「このことから、」の後に今申し上げたような趣旨のことを書いていただいて、しかし、このような見直しを行うことは課題となるというのが報告書の論調であるという形にまとめていただくといいのかなと思いました。

木村委員の御指摘のあった、濫訴に対する手当てが必要なのではないかという意見があったことは事実だと思います。それがどのくらい深刻かとか、現状において懸念すべきかという点については、大高委員がおっしゃったような異論があると思いますけれども、議論があったことは文章に残してもよいのではないかな。

これで、例えば、仮にこの報告書を踏まえた改正制度を動かしたところ、濫訴がいっぱい来たということになれば、ほら見たことかというふうに事業者側委員から言っていただいてもいいのだということかなと思いました。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。
垣内委員、お願いします。

○垣内委員

垣内です。ありがとうございます。

直前に大屋委員が発言されたところについては、議論があったということはそのので、木村委員の御指摘のような意見があったということに触れることは考えられると思います。その場合には、先ほど大高委員から御指摘があっ

たような指摘も併せてあったということに触れていただくのがよろしいのかなと感じております。

それから、その前に少し議論になっておりました事業者にとってのメリットということに関してですけれども、5ページの21行目以下の段落の記載と、河野委員からも先ほどメンションがありました4ページの13行目以下からの記述が、内容的には重なっている部分もあるように思われます。5ページのほうに書かれている点を敷衍した形で、4ページのほうで「制度の意義」という形で記載としてまとめることが考えられると思いますし、(2)は団体に期待される役割ということで、5ページのほうは4ページに書かれているような積極的な意義が果たされる上で、団体が役割を担っていくということの期待ということに、構成としてはまとまることになるのかなと思いましたので、修文の問題だと思いますけれども、御考慮いただければと感じました。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

木村委員、お願いします。

○木村委員

2度目で恐縮です。

企業にとってのメリット論は議論があるところだと思います。河野委員をはじめ、そういう御意見があるということで書いていただく分には結構ですけれども、言い切ることについては企業側にしては不満も残るのかもしれないので、そういう意見があるという趣旨であれば書いていただいても構わないかなと思いました。

また、大屋先生から御指摘があったような形の修文については、特に異存はございません。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。総論的な部分につきましてはよろしいでしょうか。

ありがとうございました。おおむね認識の一致が得られたのではないかと理解しました。企業に対するメリットというところについては、健全なマーケットの確保という観点からこの制度については意義があるという指摘が多く委員からあったということかと思います。他方、健全な企業の業務に与える負の影響のようなものが生じるとすれば、それは望ましくないということも恐らく

異論はないところなのだろうと思いますので、それは避けるような形で制度を仕組む必要があるということかと思います。

また、濫用的な訴訟への懸念という指摘は、この検討会でもそのような懸念の意見は述べられたと思いますけれども、他方においては、現実には、少なくとも現段階においてはそのような濫用的現象は生じていないのではないかという評価も、繰り返しこの検討会では述べられたと思いますので、そのようなことでまとめていただくということであれば、あまり異論はなくまとめられるかなと思いました。具体的な文案はまた次回にお示しして、御審議いただくということになろうかと思います。

それでは、引き続きまして、より議論が多いであろうと思われる各論部分であります。

「第2 被害回復裁判手続の制度的な対応」の「1. 対象となる事案の範囲」、9ページからでございますが、この部分について取り扱いたいと思います。これは幾つかの点に分かれておりますけれども、特段区切らず行きたいと思いますので、この1の対象事案の範囲、どの部分でも結構ですので、御発言をいただければと思います。

いかがでしょうか。きっと意見があるのかなと思っているのですが。

木村委員、お願いします。

○木村委員

山本先生が御指摘のとおり幾つかございまして、一遍に言うと混乱するかと思いますので、私の中で前半の部分と思っているところをまず申し上げた上で、もう一度発言の機会を与えていただければと思っております。

10ページの24ページから、慰謝料についての記載でございます。慰謝料をこの法律に基づく請求の対象とするということ自体に私どもは反対してきたわけでございますので、反対意見があったという記載は必ずお願いしたいと思っております。理由づけは今まで述べてきたとおりでございます。また別途消費者庁にはお届けしたいと思っております。この論点はコンセンサスに至るのかというと、ちょっと難しいところはあろうかと思っておりますが、とにかく反対があったということはしっかり書いていただければと思っております。

あとは、私から、これも過去に意見として述べた点ですけれども、慰謝料をどうしても入れたいというときに、消費者に共通した財産的損害が発生しているときに限って、それに起因した共通の精神的損害というロジックであれば受け入れられるということも申し上げたつもりです。そういった意見も出ていることも併せて書いておいていただけるとありがたいと思います。

それから、私がいろいろうるさいことを申し上げてきたわけでございますが、

この点、厳密にはコンセンサスというものがないとしても、慰謝料を含めるという線で立法に進んでいくのだらうと正直思っていますので、具体的な記載ぶりについても言及します。

経団連のワーキンググループで、この方向性でもし立法をされてしまうとなるとどうだろうということを議論をしてきたわけですが、「画一的に算定される慰謝料」という言葉が報告書の中で出てきますが、どういう場合に画一的に算定される慰謝料に当たり得るのかどうかというところを、法律上、なるべく具体的に明確にしていく必要がございますし、そのためにはこの報告書におきまして、「共通の算定基準」とか、「慰謝料額の算定の基礎となる主要な事実関係が相当多数の消費者について共通する場合」といったものについて、具体例を挙げて報告書に記載することが、今後の立法過程における議論や、法律が施行されるときの実務的な指針になってくるので、そこを報告書におきましても明確にしておく必要があるかと思っています。

また、慰謝料につきましては、この前、垣内先生が御指摘いただいたところでございますが、本来は個別性があるのだけれども、一定の部分に限って言えば、そこは最大公約数的に共通部分なのだというふうに見えてしまうようなものを対象にするべきではないという御指摘があったのですが、私どもはそれは全く同感でございます。そういったものは対象ではないのだということも報告書に記載していただく必要があると思います。

一旦、ここで切らせていただきます。

○山本座長

ありがとうございました。

そういうことですので、最初に全部と申しましたが、(1)の「請求・損害の範囲の見直し」の部分が確かに一番議論があるところかと思っていますので、恐縮ですが、まずこの部分に絞って皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

大高委員、お願いできますか。

○大高委員

ありがとうございます。

私も幾つか申し上げたいことがありましたものですから、そのように座長のほうで仕切っていただければ非常に助かります。

慰謝料のほうにつきまして、今、木村委員からもありましたとおり、いろいろ御意見があったことは認識しております。

ざっと拝見をいたしまして、慰謝料請求のうち画一的に算定できるものを取り込んでいくという発想自体は非常にリーズナブルだと思っておりますし、10

ページの24行目以下、具体的な画一性の基準的な記述がございますけれども、一般論としてはおおむね妥当ではないかと思っております。具体例を示してほしいというのがありました、もちろんそれはあったほうが好ましいと思いますけれども、一般論と方向性としてはおおむね妥当ではないかと思っております。

ただ、一点、11ページの11行目以下になりますけれども、個人情報漏えい事案について、事業者に故意があった場合に限るとの御提案をいただいているところは若干残念に思っております。恐らく、木村委員からもありましたように、事業活動への過剰な萎縮効果というものを考慮したものと思います。

ただ、やはり個人情報漏えい事案における慰謝料の現実の認容額の水準からすると、個別の訴訟の提起というのはおよそ現実的ではないわけですから、このように個人情報漏えいの対象事案の範囲を狭めるということは、事実上、故意でない限りは民事上の責任を事業者は問われることはないのだというふうな誤ったメッセージを与えることにならないかなというところを若干懸念するところであります。

ちょうど1週間前になりますけれども、8月23日付の日経新聞の記事に「個人情報漏洩の企業責任、甘さが目立つ日本 対策遅れも」というタイトルの記事が掲載されておりました。この論調は、日本と欧米の個人情報漏えいに関するペナルティの差が、企業の対応姿勢にも影響していて、結果的に、事業者の懸念はわかるのだけれども、かえって事業者側の国際競争力をそぐのではないかと警鐘を鳴らしている記事かと理解をしております。

私はこの記事に非常に共感をいたしております、特例法の下では、基本的に団体による濫訴というのは抽象的には懸念はあると思いますけれども、具体的にそういうことが考えられない中で、事業者側の懸念というのはどこまで当たるのか、ここはどうしても疑問に思わざるを得ないと思っております。

第9回検討会でも申し上げたとおり、個人的にはせめて重過失までは取り込んでもらいたいと思っているわけでありますけれども、今後、仮にコンセンサスを重視して取りまとめを進めるということであれば、今後の制度改善後の個人情報保護法制の動向であるとか、また、漏えい事案における事業者側の自主的な取組、対応の状況を見つつ、引き続きよい改善の必要性がないかどうかは注視が必要だということは記述していただきたいと考えているところであります。

あと、被告の範囲の見直しに関しましては、同様に、故意・重過失の事業者の不法行為と併せて共同不法行為責任も故意・重過失という御提案がございますけれども、これは二重にかけるのは立証の観点からなかなか厳しいのではないかと思います。萎縮効果を与えないということであれば、共同不法行為

のところに故意・重過失のみを考えればいいのではないかと思うところであり
ますので、可能であれば御検討いただきたいと思っております。

長くなりましたが、以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

河野委員、お願いします。

○河野委員

ありがとうございます。

今回の対象範囲の拡大に関しまして、先ほど木村委員は慰謝料を対象とする
ことは反対だとおっしゃいましたけれども、消費者側からすると、ぜひ今回、慰
謝料は範囲の中に入れていただきたいと思いますと思っております。

確かに、普通に考えますと、慰謝料は個別具体の問題だと思う一方、算定方法
がここにお示しいただいたような形であるとする、これこそ集団的な回復に
うまくはまる対象だと思っております。

慰謝料に関しましては、多くの消費者がそもそもどうやってこれを回復すれ
ばいいのかという手段も分からないままに泣き寝入りしてしまう事案が多数ご
ざいますので、ぜひ今回、こういった形で具体的な検討に入っていただければ
ありがたいと思っております。

それから、個人情報漏えいに関しても、先ほど大高委員がおっしゃっていま
したように、私自身も故意だけでなく重過失に対しても御検討いただければと
思っております。

個人情報に関しましては、日本における個人情報の認識というのが欧州の例
等に徐々に追いついてきていまして、医療の情報とか、金融情報とか、かなり高
度な管理が求められるものが増えてきています。私たち個人においても、個人
情報の適切な管理は企業の方でちゃんとやってくださっているのだろうかとい
うところは意識が高くなっておりますので、時代の趨勢をしっかりと考えて、で
きれば重過失も対象範囲に入れていただく方向で御検討いただければと思いま
すし、最終的には提訴したとしても裁判所の御判断によるところに帰すると思
いますので、社会の抑止力という意味でもそういった方向性をお示しいただ
ければと考えています。

それから、経済界の皆様には、経団連のホームページ等を拝見しますと、SDGs
のアクションプランに対する非常に前向きで積極的な活動方針が明示されてい
ますし、ビジネスと人権等においても、社会の全てのところに配慮した balan

スの取れた方向性をお示しいただいておりますので、ぜひこういったところにおいても、より広い御見解の下で、より歩み寄った合意に進んでいただければと考えております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、後藤委員、お願いいたします。

○後藤委員

ありがとうございます。

慰謝料の導入について全て反対だというわけではないのですが、我々としては、これまでの経緯から見て、慰謝料を本制度の対象とすることはすぐわないと従来から一貫して申し上げてまいりました。従いまして、我々としても、先ほど木村委員の発言にもありましたように、本制度に慰謝料を含むことはすぐわないと繰り返し言い続けていたということは、ぜひ記載していただきたいと思っています。

加えて、我々が最も懸念しておりますのは、前回に御提出いただいた「対象となる事案の範囲」（８月５日付）資料１の４ページの中に、『慰謝料はその額について財産的損害のように領収証等の金額を直接明らかにする証拠による立証など客観的な方法により算定ができないものであり、裁判所の裁量により算定するものと考えられる』とあり、この理屈については、前回、沖野先生からも様々な御意見が述べられ、それらの御意見について理解できないものでもないのですが、慰謝料の金額が裁判所の裁量となりますと、その金額がどのように算定され、一体いくらになるのかという懸念がぬぐえません。我々事業者からすると、算定基準が裁判所頼みのように思われ、今のところはよく分からない状況です。ですので、判決で確定する額が我々の想定よりもはるかに大きな額になることに対する心配といいますか、不安感を非常に大きく感じております。

例えば、今回の報告書の中でも、11ページの５行目の「また」以降、10行目までの書きぶりに関して、「係争利益の把握可能性の観点からも許容できる」とあるのですが、例えば、十分ではないかもしれませんが、『判決で確定する金額が、事業者側へ請求される金額以上にはならないという条件の下に、係争利益の把握可能性の観点からも許容できる』など、書きぶりについては議論があると思いますが、中小企業・小規模事業者の通常営業に影響を及ぼさないものとして安心感が出るような書きぶりを考えていただければありがたい。これは事業者の立場として申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。
大屋委員、お願いします。

○大屋委員

ありがとうございます。

情報漏えいのところについての報告書の書きぶりについては、私はこの結論で結構だと思っております。やはりグローバルに経済の結合が行われている現状ですと、我が国では議論がこうなりましたからこうだという対応をしているだけでは、企業にとって十分に安全ではない状況にはどんどんなっていると思ひまして、典型的にはGDPRを前提とした対応を各企業とも迫られるであろう。だから、今回はこれでいいとして、長期的にはそれに対してどうするかということを経営者側にもお考えいただかないといけないだろうと思っています。

やはり論点になるのは重過失を含むかどうかということですが、これは事業者の方がどう思われるか分からないけれども、事業者側のいわば落としどころとしても重過失の取り込みをしておいたほうが本当はいいのかもしれないと思うところがあります。

というのは、境界線を故意か過失か、故意がないかに引いておくと、結局、裁判では故意の有無を争わざるを得ないわけですね。その際に、例えば事業者は故意の存在を判決で認定されてしまうと、非常に悪質な事業者だということにならないか。ある意味では、故意ではないのだけれども重過失はあったかもしれないみたいな言い方を許容したほうが、企業にとっても撤退の仕方ができるのかなという気がしないことはない。

これは実際のビジネスも訴訟も知らない人間が言うことですから、そういう話もあるかもねぐらいのことでお聞きいただければいいと思いますが、将来に向けてはこの辺りのことを議論する必要はあるのかなと思いましたということで付言しておきたいと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。
それでは、垣内委員、お願いします。

○垣内委員

垣内です。ありがとうございます。

10ページから11ページにかけての慰謝料の件に関してですけれども、10ページの24行目以下で掲げられている一定の基準については、私自身は今回資料を拝見いたしまして、こういった場合であれば、24ページから29ページに書かれている場合については実体法上も慰謝料の額を一律に共通して算定すべき、そういった慰謝料というものだという理解ができるのだろうという考え方に立てられて本制度の対象とすることが考えられるというように、この資料は述べているのだろうと考えまして、そのように解することができるかどうかというのは、実体法の民法の解釈の問題になると思いますが、実体法上、そのような場合としてこういったものを切り出すことができるということであれば、それについて制度の対象とするということは十分にあり得ることだろうと思われれます。そういう理解を前提に、10ページから11ページにかけての記載はこれでよろしいということなのかなと考えたところです。

係争利益の把握可能性に関しましては、実際には共通義務確認の訴えを提起するに当たって、請求の趣旨についてどのような記載をするかであるとか、あるいは判決の主文、場合によっては理由中の判断でどういう判断をするかを想定するのかといったことが、実際上はかなり重要な意味を持ってくるのかなと思われれますので、もしこういった形で法律を改正するということになる場合には、その辺りについて懸念が生じないような運用についてのガイドラインなりを示していただくことが非常に重要になるのかなと思います。

法律でどこまで書けるかということと少し難しいところがあるかもしれないという感じもいたしますけれども、その辺りについてきちんとした整理をした上で立法することが必要ではないかと感じるところです。その辺り、報告書の記載にどこまで反映されるかということについては事務局にお任せしたいと思います。

それから、個人情報漏えい事案については、いろいろな御意見があるところで、両方とも理解できるところはあります。今回、故意ということで比較的限定された範囲から出発するということではありますけれども、私自身は当初の段階ではそういった進め方もあり得る選択肢かなと考えております。先ほども大高委員だったでしょうか、御発言がありましたけれども、今後の運用の状況を見た上で、必要なところについてはまた手直しをしていくことがよろしいのではないかと考えました。したがって、現状での記載に基本的に賛成したいと考えております。

その関係で少し総論のところに戻ってしまうのですが、1ページから2ページにかけての「検討の経緯」のところ、報告書の基本的な趣旨として、

2 ページの上のほうになるかと思いますが、今回は一刻も早い見直しを実現するという方向性の下で検討してこれを取りまとめたということで、それはそのとおりかと思われますが、そうである以上は、今後、さらに時間をかけて検討していくべき課題もあるということについて、どこかで明らかにしておいていただく。個人情報漏えいの点はその一つかと思われますけれども、その点を含めてほかにもいろいろあるところかと思いますが、総論的なところでその点を示していただくということも考えられるかなと感じたところです。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。
木村委員、お願いします。

○木村委員

ありがとうございます。
個人情報漏えい事案についていろいろ御議論いただいたかと思っております。11ページにおきましても、私どもから申し上げた懸念点について記載いただいたことはまずありがたいと思っております。

故意に限定してはどうかという結論になっているのですが、その前、26行目以降の記載を読んでいくと、故意か過失かという話ですが、特に28行目の「他方で」というように、個人情報の目的外利用事案は対象としてしかるべきだということが書かれていて、その後、なので故意は対象にすべきという結論になっているのですが、この目的外利用事案イコール故意なのか、故意があったから目的外利用事案になるのか、それはイコールではないのかなと思います。ここで故意事案だけを対象にするといったとき、具体的にどういう事案を念頭に置いているのかというところを明確に記載すべきではないでしょうか。そこが明確にならないと、我々としてもこの結論で賛成ですと断言できるかというところ、まだ分からないところが残ってしまいます。

また、書きぶりですが、27行目、「当面对象外とする」と書いているのですが、消費者法制一般に、何年かに一遍こうした形で議論をしていることは承知しておりますので、あえてここで「当面」と書かなくてもよろしいのではないのかなというところでございます。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

この部分は、もともとかなり当初意見の対立があった部分と承知をしておりますけれども、相当に歩み寄ってというか、妥協点を見いだす努力をしていた結果、現在のようなところであって、ただ、そこに至るまでいろいろな御議論があった流れみたいなものが少し簡略に記載されている部分があって、その点について両面から御意見があったように思いました。そもそも慰謝料を含めることの当否自体についてかなり御意見があり、現段階でも御意見があるということですので、そういう反対意見について記載をしてほしいという御意見があったものと理解いたします。

その具体的な理由としての係争利益の把握可能性という問題については、一応この報告書は現段階でも一定の対応といいますか、充実をしているものと理解しておりますけれども、なお、不安な点があるという御指摘、他方で垣内委員から御指摘があったように、制度ができた後の実務においてガイドライン等を含めて対応可能なのではないかなという御意見もあって、全体の報告書が膨大な量になって、あるいはあっちへ行ったりこっちへ行ったりして何を言っているのか分からないということにもなりかねない部分があるので、どこまで現実にこの報告書に書けるかというものはあるかもしれませんが、そのような御意見があったということは間違いないところかと思います。

他方で、個人情報の部分については、今御議論があったように故意に限ることになっているわけですが、重過失等をめぐってかなり御議論があったことは間違いないところでありますので、先ほどの「当面对象外」ということとも関係するところかと思いますけれども、この制度が改正された後ということですが、引き続きさらに検討していく必要があるという御意見があったことも確かかと思えます。

それから、画一的な算定の部分について何らかの具体例を示すべきではないかというところについては、あまり御異論はなかったと思います。現にこの検討会でも一定の例といいますか、考えられるものが示されていたように思いますので、少し工夫して取り入れることは考えられるかなと思いました。

ほかに、慰謝料の部分はよろしいでしょうか。これも具体の文案については引き続き事務局のほうで工夫をいただくことになろうかと思いますが、それでは次に移りまして、対象事案の残りの部分、12ページの（２）被告の範囲の見直し、（３）一定の関与をした事業者、（４）支配性要件、これらの部分について、先ほど大高委員からは既に（２）の部分につきましては若干の御意見をいただいたかと思いますが、今の部分についてどの点でも結構ですので、御意見があればお願いしたいと思います。

大高委員、どうぞ。

○大高委員

先ほどは、仕切っていただいたのを失念して、前のめりでしゃべってしましまして恐縮です。

改めて申し上げますと、被告の範囲の見直しに関しては、前回の議論から比較しますと、法人の代表者等を被告とする要件として、訴えの提起時に事業者に財産がないこととか、強制執行に困難が生じるおそれがあることといった要件があったように思いますが、それが削除された点につきましてはよかったのではないかと評価したいと思っております。

一方で、先ほど申し上げましたけれども、13ページの11行目以下にありますとおり、さらに絞る要件として故意・重過失をダブルでかけていくということ自体は、立証の負担等を考えますとやややり過ぎではないかと思っております。役員等の合理的なリスクテークに対する萎縮効果を考えるのであれば、共同不法行為責任のみに故意・重過失の縛りをかければ十分ではないかなと思うところであります。この点は意見として申し上げておきたいと思っております。

あと、基本的に賛同するところでありますけれども、支配性の要件につきまして、第3条第4項の趣旨をより明確にするという方向性、15ページの9行目以下ですけれども、この方向性については妥当だと思っております。しかるべく対応を進めていただければと思っております。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにこれらについていかがでしょうか。

河野委員、お願いします。

○河野委員

大変申し訳ありません。12ページの(2)以降という範囲の御指定ですけれども、先ほど言い忘れていたことがございまして、それはそのすぐ上の部分ですけれども、12ページの「その他の現行法上対象外とされている請求・損害」のところに関してでございます。

この内容に関しましては、対象となっている法律が、例えば金商法とかPL法があると思っております、そういった大きな法律と整合性を上手に合わせしていくというのが大変だというのは私も十分理解しております。

ただ、最後の「制度の運用状況を踏まえた将来的な検討課題とすること」とい

うところの「将来的な」という文言に関しましては、ぜひ「引き続き検討すべき」というふうな、どちらかというと、ロードマップを身近なところに引き寄せた形での表現にしていいただければと思っております。

ここの射程に入っているのが独禁法の例えば第25条、不公正な取引等に関して言うと親和性が高いのではないかという見解もございますので、ぜひここを「将来的」から、もう少し近場の可能性を考えていただければと思いました。以上です。

○山本座長

ありがとうございます。失礼しました。今の②の部分についての御意見でも結構ですので、残りの部分に移りたいということでお出しいただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

木村委員、どうぞ。

○木村委員

山本座長、ありがとうございます。

(3)の「直接的な契約関係にないが一定の関与をした事業者に対する請求」についてですけれども、ここは法律を改正するのではなく、解釈の変更だと理解しています。解釈の変更であるがゆえに、遡及するのかもしれないのかというところが事業者側からすると気になる部分でもございます。16行目の「したがって」となっているのを「今後は」と言っていただく必要が、要は各項の事案についての解釈を変えらなるとなってくると、予測可能性に影響してくるのかなという不安感が経団連の中からも出てきています。

また、ここの論点について申し上げますと、現行法のQ&Aにも、勧誘をした事業者というのは消費者と直接の交渉や対応をしているから消費者が受けた被害を把握できる、だから被告としてよいのだというロジックで記載されております。

何を申し上げたいかということ、事業者が不当表示をしたから直ちに勧誘になるわけでは決してなくて、その後に事業者と直接向き合うような場があるからこそ勧誘になる。勧誘になるからこそ、この法律に基づいて被告になるのだということだと思っておりますので、景表法上、不当表示をしたからといって、直ちに本法に基づいて被告になってしまうわけではなく、勧誘になるから被告、勧誘しているから被告になるのだというところは、ここは言わずもがなと思いますが、改めてそこも併せて明記していただく必要があらうかと思っております。

それから、(4)の「支配性の要件の考え方」でございすけれども、支配性

要件の考え方をここでは一種緩めようということなのかなという記載であると読みまして、経団連のワーキングの中でも、この部分については正直申し上げてかなりの異論があったところでございます。

一部の委員の先生方から御指摘があったと思いますが、検討会で私もこの点については十分議論したとは思っておりませんし、また、裁判所の判断もこれまで過度に厳格だったのかどうかというところも、そういった批判はあろうかと思いますが、やはり議論が必要だろうというところだと思います。正直、制度の根幹に関わる部分でございますから、ここはこの方向性で行くというよりも、こういう指摘があったというふうにとどめるべきではないでしょうか。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

最高裁判所民事局、お願いします。

○最高裁判所（小津）

支配性の考え方についてですが、報告書の15ページには、「第3条第1項及び第2項により対象となる請求及び損害については、類型的に支配性を満たすと考えられる」と記載されているのですが、法律上は第3条第1項、第2項で対象とされている請求、損害であっても、支配性を欠くものについては第4項によって却下され得るという立てつけになっていますので、この報告書に書いていただいたような解釈は明文の記載に抵触しかねないのではないかと考えております。

また、類型的に支配性を満たすという解釈を取ることは、新たに特例法の対象となる損害を追加しようという検討においても大きな影響を与えるのではないかと感じております。例えば報告書の案では、新たに慰謝料を特例法の対象に追加しようという検討がされているわけですが、仮に慰謝料を対象に追加して、類型的に支配性を満たすという解釈を合わせると、これまでも議論があったように、本質的に慰謝料というのは支配性の要件が否定される要素を含んでいるわけですが、そういう慰謝料について、類型的に支配性を満たすという帰結になりかねないようにも思われます。

そうすると、果たして慰謝料を新たに対象に加えることができるのかという疑義も生じ得るところですので、先ほど慰謝料について対象となるものを明確に記述できるのかという御議論もありましたけれども、裁判所としても同感で

して、この支配性の要件の考え方も相まって、規律の組立ては慎重に御議論いただいたほうがいいかなと思っています。

最後に、報告書の15ページの14行目以下では、「適切かつ迅速に判断することが困難であることが明らかな場合に限って」というふうに、明白性の要件のようなものが解釈として盛り込まれているわけですが、これに相応する法律上の文言は、「適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」とあって、必ずしも明白性を条文上規定しているわけではありませんので、この明文と乖離した解釈を取ることができるのかという疑義も持っているところです。

○山本座長

ありがとうございました。
沖野委員、お願いします。

○沖野座長代理

今の点ではないのですが、河野委員が御指摘になった特別法の除外の点のところでもよろしいでしょうか。

河野委員と全く同じでございまして、この特別法の除外につきましては法律の制定の当時から課題として残っておりますし、その後の解説書においても見直すべき事項の一つとして挙げられておりました。

加えて、今回の検討の中で、会社法上の役員の損害賠償責任という問題が指摘され、これを果たして除外されるべき特別法ととらえるべきなのかという新たな問題も出てきたように思いますので、そういったことも踏まえて、引き続きの検討課題と考えるような方向でお願いできればと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。
垣内委員、お願いします。

○垣内委員

垣内です。

先ほど、最高裁民事局から御指摘のあった15ページ辺りの記載について、確かに御指摘のように、現在の書きぶりですと、条文の解釈としてはやや踏み込み過ぎのような印象を与える部分もあるように感じますので、そこは少し修正していただくことが適切かなという感じを持っております。

ただ、「類型的に支配性を満たす」というところにつきましては、基本的には第3条第4項というのは、原則として適法なものについて第4項に満たす事情が認められるときには却下するということですから、そういう意味では支配性というのは、類型的という言葉がいか分かりませんが、満たしているというのが原則で、しかし、満たしていない場合について、第4項で満たしていないと認められる場合には却下になるということですので、そういう趣旨のことを書いていただくということであれば、内容的にはあり得る理解ということになるかなと思います。

また、14行目の困難であることが明らかな場合というのも、確かに御指摘のとおり、法律で明らかな場合というように定めているわけではありませんので、明らかだというのは少し書き過ぎなのかなという感じがいたしますので、困難であると認められる場合ということなのだろうと思いました。

ただ、支配性の要件の考え方について、独立の論点として十分に議論したのかと言われると、そこは先ほど木村委員の御指摘もありましたところで、確かにそうではなかったかなと、私の記憶力が乏しいからかもしれませんが、そういうところもありますので、ちょっとその点は御指摘も踏まえて事務局に書き方を御検討いただくということはあるかなとも感じたところです。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

大高委員、お願いします。

○大高委員

ありがとうございます。

まず、(3)の「直接的な契約関係にないが一定の関与をした事業者に対する請求」の木村委員の御発言で、解釈の変更ではないかという御発言がありましたけれども、私は、解釈の変更というよりは、どちらかというと解釈をより明確化したというレベルの話で、そもそも最終的な条文の解釈権限は裁判所にあるわけですので、むしろより法的な解釈はより明確にしたという趣旨なのかなと理解をしております。

次に(4)の支配性については、木村委員の御指摘に加えて最高裁民事局からも御指摘がありましたが、最高裁民事局の御指摘のうち、前半の第3条第1項及び第2項により対象となる請求、損害については、類型的に支配性を満たすと考えられるという点については違和感があるということですが、立法のときの専門調査会の議論を踏まえると、むしろそれに沿った記述だと私は理解をし

ております。どちらかという、そういった類型的に支配性を欠くとは言えないものを抽象化して条文化したものが第3条第1項ないし第2項だと理解しておりますので、むしろその経緯を踏まえて書かれたものかなと理解しております。

先ほど垣内委員もありましたように、私も第3条第4項というのは、そういった形で整理したものを前提として、なお、個別事案として支配性を欠くものがあれば、それは却下をしましょうということで、ある意味ではネガティブチェック的な位置づけになる条文だと理解しております。

もちろん実際の条文の文言を前提とした解釈について、どこまで踏み込めるかという議論はあり得ると思いますが、その観点から書きぶりを見直していただければと思いますけれども、第3条第1項、第2項及び第4項との関係につきましては、まさしく立法の経緯をある意味では敷衍してお書きいただいたのかなと理解しておりますので、大きな骨格自体はそれほどおかしいことを言っているわけではないと理解をいたしております。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、木村委員、お願いします。

○木村委員

大高委員の御指摘や、最高裁民事局からも御発言があった支配性と第3条第1項の関係ですけれども、第3条第1項で請求の対象となるものは類型的に支配性を満たすという考え方には、やはり私は違和感がございます。ここで慰謝料を請求の対象とするというこの提案を法律上どう書き込むのかによっても変わってきて得るのですけれども、やはり慰謝料というのは精神的損害ですので、本当はこの法律をつくったときの議論のように、類型的に画一的だとは言えないはずだと思っています。その中で、本来そういうものなのだけれども、画一性があるとして切り出せるものだけが本法の対象となるはずですので、慰謝料というものが類型的に画一的なもの、支配性を満たすものだというような言い方はちょっとおかしいのではないかなと考えます。

それから、特別法に定める損害賠償請求権を対象とするかしないかということについて、もっと近い時期に議論すべきだというような御意見、独占禁止法における不公正な取引方法も含めてはどうかという議論がございましたけれども、既に独占禁止法の中では私訴が可能であって、その私訴をこの法律に基づく訴訟の対象にもするということになると、我が国の独占禁止法のエン

フォースメントの在り方を大きく変えることになる、ここは非常に深い議論が必要などころだと思いますので、あまりその議論に踏み込むということはこの報告書の中で明記することにつきましては強く反対いたします。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

垣内委員、どうぞ。

○垣内委員

たびたび申し訳ありません。

ちょっと私、議論の前提というか、この報告書の読み方について正しいのか、自信がなくなってきたところもありますので、必要であれば事務局にも御教示いただきたいのですけれども、さっき前の論点として議論されました慰謝料に関して、この支配性の要件との関係でも今何度か言及があったところですが、私は法律にどう書くのかという最終的なところは必ずしも現段階で一言一句確定する必要もないところかと思います。この報告書で慰謝料を対象に加えると言っているときに想定されている慰謝料というのは、報告書の文言ですと画一的に算定される慰謝料というものであって、そういうものを法律で新たに第3条第1項なら第1項に加える等のことを考えているのかなと思っておりました。

そうしますと、書き方がいろいろと考えられるとは思いますが、10ページの下のほうで言われているような趣旨が表現されるとすれば、それは画一的に算定すべき、あるいはされる慰謝料であって、そういう意味では原則として支配性要件も満たしていると評価できるようなものを加える、そういう方向の検討がされているのかなと思っておりましたので、そうであれば第3条で挙げられている他のものと同様に、その範囲の慰謝料については一般的には適法に訴えの対象になるけれども、第4項で、それについて、なお適切かつ迅速に判断することが困難であると認められる場合について、支配性を欠くとして例外的には却下されることもあり得ると。これは理論的にはあり得るということだろうと思いますが、そういうものと理解していたのですが、その点については、慰謝料というのはもう慰謝料全てについて対象になるという提案をされているということであれば、先ほど来の御指摘が妥当するところもあるのかなと思っていました。ちょっとそこが必ずしも明確でない、あるいは認識が共有されていないような感じもしますので、もしよろしければ、事務局に少しその辺りの趣旨を敷衍していただけるとありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○山本座長

それでは、事務局のほうから、今の点についてクラリファイをしていただけますか。

○伊吹専門官

事務局でございます。

今、垣内先生に御質問いただいたところは、その御質問に至るまでに先生に御指摘、御整理いただいたところで事務局としても想定しております。おっしゃるように、最終的に法制化に当たって、こういった画一的に算定されるということでこれまで御議論いただいているようなところ、これを実際に法律を改正するとなった際にどういうふうに規定するかというところは今後詰めるところはあると思うのですけれども、ここで整理しておりますような画一的に算定できる場合に限って慰謝料が対象になってくるということを前提としてございます。

以上でございます。

○山本座長

ほかにいかがでしょうか。

最高裁判所、お願いします。

○最高裁判所（小津）

先ほど発言させていただいた趣旨を補充して、明らかにしておくために発言させていただきます。

この報告書の案を拝見しておりますと、あたかも突き詰めていくと第4項によって却下され得る場面はほとんどないというか、第4項が発動することはないのだという論調にも見えたものですから、言い換えれば、第4項が空洞化、死文化するような解釈を打ち立てておられるのかなという印象を持ったものですから、もしそういうトーンであれば、少し調整いただかないと、明文の規律と矛盾する部分が出てくるのではないのでしょうかという意味でしたので、それを措けば、先ほど委員からお話があったような捉え方であれば、それほど齟齬はないと思っているのが一つです。

もう一点、慰謝料の規律の明確化の話があったのですが、対象となる慰謝料を特定の部分のみに限定するということは、慰謝料を対象に取り込む上では不可欠だと思うのですけれども、それを規律として明確に書くことができないと、この支配性要件の考え方の解釈もあいまって、対象とならないものについても

あたかも支配性要件を肯定するということに流れていかなないようにする必要があります。つまり、この検討会では条文の書き方までは扱わないのかもしれませんが、単に現在の第3条第2項の除外規定から慰謝料を削除するだけだと、一旦慰謝料が全体において対象になるかのような規律になってしまって、そういう規律に対してこういう支配性要件の考え方を入れてしまうと、実務上非常に支障が出てき得るので、第3条第1項か第2項か分かりませんが、慰謝料として対象になるものはこういうものなのだというふうにかなり明確に書くことができないと、先ほどのような支配性要件の考え方とうまくフィットしてこないということを懸念しているという趣旨でございました。

○山本座長

ありがとうございます。

御懸念はごもっともかと思います。そういうことにならないように、先ほどの垣内委員から御指摘のような形で、どこまで法制的にあるべきなのかというのは条文をつくってみないと分からないと思いますが、そういう方向を目指すべきだという報告書になるだろうと理解しています。

木村委員、どうぞ。

○木村委員

再度の発言をさせていただきましてありがとうございます。

今、最高裁民事局から後半で説明があったところを私はまさに懸念しておりまして、なので私の発言で先ほど、条文の具体の書きぶりによるのだけれどもと申し上げたところですが、明確に法律の文言で、対象となる慰謝料の範囲を切り出すことは恐らく難しいだろうなど。だとすると、支配性要件のところで切るということになるので、支配性要件を緩和すると、結局、適切に慰謝料の範囲を切り出すことが難しくなる。そうすると、企業実務の側からしても、非常に不明確になってしまって予測可能性が下がってしまうし、裁判実務上も恐らく困るだろうということ、これが私が言いたかったところです。

○山本座長

ありがとうございます。よく理解できました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、多々御意見をいただきました。②の特別法の部分につきましては、将来的な検討課題という今の表現ぶりですが、「引き続き」と「将来的な」というと、どれぐらい時間的なあれがあるのかということとは必ずしも定かではありません。また、この検討会で、いつにという時期が具体的に考えられるかという

のも、コンセンサスを得るのもなかなか難しい感じがしますので、ここは書きぶりの問題かと思えますので、事務局のほうに引き続き工夫をしていただくことになろうかと思えます。

「（２）被告の範囲の見直し」につきましては、大高委員から、故意・重過失というのは共同不法行為、個人のほうにだけ適用するものでいいのではないかなという御意見もありました。

（３）の部分につきましては、これが解釈の変更なのか、明確化なのかということについて若干の認識のずれがあったように思います。現在の報告書の文言は解釈を明確化することが考えられるというふうに書かれていますので、必ずしも変更という趣旨ではないということかもしれませんけれども、今までの消費者庁等で示されてきた解釈等を精査していただいて、今回の提言の位置づけについてもう少し明確にさせていただく必要があるかなと思いました。

最後、（４）の支配性については、確かに今までこれに絞った形で議論がされてきたわけではないという御指摘はそのとおりかと思えますので、何らかそれを反映したような書きぶりが必要かなと思えます。

中身的には種々御議論がございまして、実は私自身も言いたいことがいっぱいあるのですが、立場上それは言いませんけれども、特に最後の一つ前の段落、「したがって」以下のところについて、これまで言われてきた事柄と、それから解釈論の限界といいますか、解釈論としてどこまでのことが言えるのかということも指摘され、また、今回、慰謝料を入れるについて、それとの関係でこの支配性というのがどういうふうに機能していくかという問題も考えなければいけないという御指摘もありましたので、ここは具体的にこういうふうにとすることはなかなか難しいところですので、ここは事務局のほうで次回までに工夫をいただいて、皆さんに御同意いただけるような文案を探っていただきたいと思います。

おおむねこの１の部分はよろしいでしょうか。

それでは、ちょっと予定より時間が押しているのですが、ここで休憩を５分程度になって恐縮ですが、３６分に再開させていただきたいと思えますので、少しお休みいただければと思います。

（休 憩）

○山本座長

誠に短時間の休憩で申し訳ありませんけれども、若干時間が押しておりますので、再開させていただければと思います。

今度は１５ページになりますが、「２．共通義務確認訴訟における和解」です。

これについて御意見等がございましたらお出しいただければと思います。
飯田委員、お願いします。

○飯田委員

ありがとうございます。

15ページの29ページ以下、内容的には問題ないと思うのですが、話の進め方ですか、29行目と30行目のところに、「柔軟な対応により紛争を早期に解決することが困難になっている。しかしながら、和解を柔軟化することは、消費者、特定適格消費者団体及び事業者にとって、次のような意義がある」と。33行目から34行目で、「すなわち、和解によることで紛争の長期化を避け、早期解決を図ることができる」というのは、これは29行目から30行目に書いてあることとほぼ同じなのではないかという気がしました。柔軟化のメリットに関する結論が先に29行目、30行目に出ていますので、同じことを言っているように思えるというのが1点目です。

どう修正するかですけれども、29行目、30行目の文の後半を削除するか、話の流れとして、なぜこのような限定があるのかについて一言あるといいのかなと思いました。これが1つ目です。

2つ目ですが、和解の柔軟化という言い方です。これは今までの検討会でも和解の柔軟化という言葉は出てきていたと思うのですが、もうちょっと具体的に表現したほうがいいのかないかなという感じがいたします。

これは、結局、和解内容にできる事項の範囲の拡大ということなのでしょうかね。それに伴って和解の成立時期も変わってくることもあるかと思いますが、これも、和解の柔軟化という表現でよいのかどうかということです。これが2点目です。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。

確かに、和解の柔軟化はちょっとジャーゴンのようなところがあるような気がしますので、もう少しみ砕いて、あるいはなぜそもそも今のような記述になっているかということも含めてということは重要な点かと思いますので、直したいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

大高委員、お願いします。

○大高委員

ありがとうございます。

特に御意見もなければということですが、16ページの7行目以下で提案されている方向性については、いずれも私がこれまで申し上げたところの延長線上かと理解しておりますので、基本的には賛同したいと思っております。

先ほど飯田委員からあった点、柔軟化というのはいろいろな意味を含むものかなと、言われてみれば確かにそのとおりで、これまでの10条というのをどういうふうに理解するかにも関わると思うのですけれども、実態に即して言うならば、事案に即した解決、事案の実情を踏まえた適切な解決方法が取れるようにするという事かなと理解をしておりますので、そういったことも踏まえて事務局で修文いただければと思っております。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

木村委員、どうぞ。

○木村委員

和解のところ、16ページの14行目から15行目でしょうか、こちらで法第10条の記述を削除するという御提案がございます。私どもが従前から述べておりますとおり、仮に第10条を削除したとしても、適格消費者団体と企業との間で和解が成立した後に、消費者が事業者を個別に提訴する権利は残っている。ですので、和解によって一回的解決が実現するかどうかについては懸念があるのだという指摘をしてきましたので、そのことについては記載していただきたいと思います。

また、共通義務確認訴訟のいわゆる第一段階の手続の中で行う和解というのは、消費者からの授權がされる前にする和解ですので、和解に応じていただける消費者の数とか和解金の総額といったものについて明確な見通しが無いという中で、和解案を企業が検討することはそもそも困難ではないかという指摘もあったというところも記載していただければと思います。これは記載してしまうと、何でこの和解の柔軟化を議論しているのかというところにつながりかねないので、ちょっと表現の仕方が難しいとは思いますが、そういった指摘が企業側から、経済界からあったというところは記載いただきたいと思います。

それから、17ページの7行目から18行目でございますが、残余金が第三者に寄附された後ですが、支払を受けていない消費者から事業者を提訴する

という権利はやはり残っているということがございます。そうすると、事業者としては和解をした意味がなくなってしまうのだというところについて懸念するという意見があったというところはやはり記載いただければと思います。

それから、口外禁止条項とか秘匿条項の定めを可能にすることについても記載いただいております。そこはありがたいのですが、閲覧制限との関係も大事かなと思っております。後ろのほうになりますけれども、28ページの27行目ぐらいですかね、こちらにも民事訴訟手続のIT化ということとの関係で、閲覧制限、閲覧できる者は誰なのかというところの記載がありますけれども、ここで対象消費者が利害関係人に含まれないという整理をすることが、口外禁止条項、秘匿条項というものの実効性との関係では重要なものだと考えますので、その旨の言及も報告書内にあってはどうかと思います。

最後は、これも提案ですけれども、17ページに戻ります。合理的な方法によって消費者の支払が現実的にかなわない場合に、第三者への寄附云々という御提案だと思うのですが、どういった場合がそれに当たるのかというところの具体例はあったほうが、現実的に企業が和解を、しかも第三者への寄附という形の和解を選択するに当たってはメルクマールになるかと思しますので、この御検討もお願いいたします。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

垣内委員、どうぞ。

○垣内委員

垣内です。ありがとうございます。

若干細かいところで恐縮ですが、19ページの2行目から3行目にかけの記載で、強制執行の関係ですが、「ただし、特定適格消費者団体に一定の権利が認められるなど、債務名義の内容が特定されている必要がある」という記載になっていて、おおむねこれでよろしいかなとも思うのですが、債務名義の内容が特定されていれば常に強制執行が可能かというのと、必ずしもそうも言えないかなという感じもいたします。そうしますと、例えば債務名義の内容が強制執行が可能で特定されている必要があるといったような趣旨の文言を加えていただくと、よりよいのではないかと感じました。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。
大高委員、どうぞ。

○大高委員

2回目ですみません。木村委員の御発言を受けて、少し思うところを発言させていただきます。

木村委員から御指摘されたとおり、特例法のシステムというのは基本的にはオプトインですので、団体と事業者が和解に達したとしても、それによって対象消費者が個別提訴することは妨げられないというのは理論上やむを得ない帰結であります。その点で、一回的解決の機能はどこまであるのかというのは理論的にはそのとおりかと思います。ただ、一方で、適切な内容の和解が実現するのであれば、ほぼ全ての対象消費者は和解の参加をするであろうということは期待できる、よって実質的には一回的解決が期待できるというところまで書き込んでいただければ、実態に応じた記述になるのではないかという感じはいたしております。これは御提案でございます。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

この部分につきましては、幾つかの修文の御提案をいただいたかと思いますので、事務局のほうで精査をしていただいて、今の木村委員と大高委員のものも含めて、その記載ぶりについては検討をいただいて、これも次回にお示しただけだと思います。

よろしければ、引き続きまして、今度は19ページ、「3. 対象消費者への情報提供の在り方」で、ここも幾つかの問題が含まれてはおりますけれども、全体をまとめてどの点でも結構ですので、御指摘いただけたら御指摘をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

大高委員、どうぞ。

○大高委員

ありがとうございます。

19ページ以下の「対象消費者への情報提供の在り方」ですけれども、まとめていただいた内容は基本的にはこれまでの議論内容をおおむね反映したものと理

解しておりますので、賛同できるかなと思います。

取り分け、対象消費者への情報提供の役割分担については、対象消費者にできるだけ簡易確定手続の存在を認識させるという観点からは、一般的には事業者から通知してもらうというのが最も効果的だということだと理解しておりますので、ぜひこの方向で進めていただけたらと思います。

それは総論として、若干質問をさせていただければと思います。

21ページ以下の役割分担のところですが、21ページの1行目から3行目で、特定適格消費者団体が対象消費者に通知・公告するという役割は引き続き維持をするとしておりますけれども、その後に書いてある、事業者からの個別連絡がなされた対象消費者に対しては、改めて別途個別通知を行う必要はないということを前提にしていらっしゃるかと理解をしているのですけれども、そのような理解でよいのかどうかについて、事務局にこの点は確認をさせていただければと思います。

以上でございます。

○山本座長

それでは、事務局のほうから御回答をお願いいたします。

○伊吹専門官

事務局でございます。

今、大高委員から御質問いただきました通知・公告との関係ということですが、通知のほうに関しましては、現行法の規律をこのまま維持するという記載にしておりますので、その場合には現行法の正当な理由というところの解釈になってくるかなと存じます。事業者のほうで個別連絡を実施した場合というときに、その解釈によっては正当な理由に当たるという場合に関しては通知の義務が免除される場合が出てくるだろうというところで考えてございます。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

河野委員、どうぞ。

○河野委員

ありがとうございます。

この制度の中で自分が被害回復を受けられるかどうかということに対して、

対象消費者への情報提供の在り方というのは今後どうなるのかということで、とても消費者からも関心が高い論点でございました。

今回、このような形で整理していただいたことにより、様々な場面で様々な主体がそれぞれの責任において情報提供をしていくということで、改めて整理していただいたことに感謝申し上げます。これが実行に移されるように祈っております。ありがとうございました。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

大高委員、お願いします。

○大高委員

2度目ですみません。

先ほど申し上げ忘れたところがありましたので、24ページの「情報提供の実効性を高める方策」の一つの「第三者の協力を得る仕組み」というところで、検討課題という位置づけになってしまって、この点は残念ではあるのですが、仮に検討課題にするにしても、もう少し必要性というか、意義というか、その辺りはいろいろ意見があったと思いますので、その辺りを少し加筆いただけないかなと思っていますところであります。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

最高裁、お願いします。

○最高裁判所（小津）

報告書案22ページの通知の役割分担と費用の負担についてという項目で、裁判所が通知の主体や費用の負担について判断をするという仕組みが今回御提案されている点に関してですけれども、これまでこの検討会では消費者庁からはこういった形での御提案をいただいていたこともあり、報告書の案に至って突然このような規律が提示されてきたことに関しては正直大変困惑をしております。事務局におかれましては、今後の検討会の進め方には、ぜひ御配慮をいただきたいと思いますっております。

中身のことですけれども、そもそもこの費用を誰が負担すべきかを考える前提として、費用の負担の法的根拠や、費用の法的な位置づけが現段階では不明

ですので、こういったことを度外視して裁判所が判断することは難しいのではないかという印象を持っております。

また、どの段階でこういった形で裁判所が判断をするのかということも、現段階では明らかではありません。費用の負担などについて、当事者間で争いがある場合には、負担させるのか、させないのか、具体的な負担の金額がどうなるのか、長期間の審理を要する可能性もあり、そうなった場合にはかえって個別の消費者に対する通知・公告が遅れるなどして、消費者の保護に資さない結果にもなるのではないかという懸念も持っております。

こういった不都合を解消するために、一定の幅を持った中で裁判所が判断をするという御提案もいただいているのですが、仮にそういった限定を判断の幅として設けたとしても、やはり一義的な判断は困難であるということに変わりはないのではないかと考えております。

したがって、この仕組みに関しては、そもそも裁判所が判断する仕組みにするのか否か、裁判所が判断に困難を来さないような仕組みというのが本当に導入できるのかどうかということを、慎重に御検討いただきたいと思います。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

木村委員、どうぞ。

○木村委員

最高裁民事局から御指摘があった部分も含めて幾つか意見を申し上げたいところです。22ページの10行目以下、「具体的には、裁判所において」とありますけれども、今、最高裁民事局から御発言があったとおり、本当にワークするのかわかりにくいということであれば、一例としてはというぐらいにしたほうがいいのではないのかなと感じてございます。

ただ、我々としては、通知・公告の在り方について適格消費者団体がイニシアチブを取って決めたときに、事業者側として果たしてそれで納得できるのかどうかというところの疑問があるがゆえに、裁判所に御判断いただくというほうがよいのではないかと考えてきたところでございます。裁判所による判断はされないのだけれども、特定適格消費者団体のイニシアチブで通知・公告の方法を決めていくということにはやはり賛同し難いものがございまして、この書きぶり、先ほどの最高裁民事局からの御意見を踏まえてどうするのかというところを御再考いただく必要があるのではないかと考えます。

あと、細かいところになりますけれども、22ページの26行目、それから注の22となっていてところですけれども、これは提訴を受けてから個人情報廃棄してしまうような悪質と言えるような場合と、それ以外に業務の過程で保存期間が経過したから廃棄したという場合は、当然分けて考えるべきではないのかと考えます。

また、同じく22ページ、23ページ以下ですが、事業者が負担する公告のための一定額というところですが、ここをどのような事案でどれぐらいの額になるのかというところのイメージを持つことがこの提案だとまだ困難でございますので、今後、詳細設計に当たっては、専門的な知見も踏まえてさらに検討することが求められるというふうに28行目にございますけれども、経済界の意見も必ず反映していただければと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

大高委員、どうぞ。

○大高委員

ありがとうございます。何度も発言の機会をいただいて申し訳ございません。

先ほど最高裁民事局から御指摘のあった22ページの10行目以下の、裁判所がそういった通知・公告の在り方を判断するということにつきましてですが、いつも木村委員とはなかなか意見が合わないところが多いのですが、この点に関しては、私も、むしろ裁判所が判断をしていただいたほうが無用な紛争なく適切な方向が得られるのではないかと考えておりまして、この点に関しては、法制的にどう仕組むか、具体的な要件をどう立てるかというのは、法制的なところでいろいろと詰めなければいけない問題が多々あることは認識しておりますけれども、あり得る方向だと思っておりますので、ぜひ前向きに御検討いただければと思っております。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

木村委員、どうぞ。

○木村委員

まさに今、大高委員から御発言があったところですが、工夫の仕方によっては、このための審理が長期化してしまうということは避けられるのではないかと考えております。基準をどうつくるのかが極めて難しい気はしますが、何らかのメルクマールをつくっていくことによって、うまく当てはめることができるようになれば、このためだけに審理が長期化することもない、そこは制度の仕組み方だと思っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

この部分も幾つかの修文の御提案はあったかと思えますけれども、一番大きな問題は今御議論をいただいた、裁判所によって一定額の支払を求めるという制度で、最高裁判所から御指摘のとおり、今まではどのような形でこの一定額というのを決めるかということについて議論があり、消費者庁のほうで何らかの基準をつくるというような案を出されていたところ、やはり具体的などころで適正な額というのはかなり個別に違ってくる可能性はあるので、個別の事件で裁判所の判断を求めるべきではないかという御議論が、たしかこれについて議論した前の回で御意見が出て、先ほど大高委員からもお話がありましたように、多くの委員でそういう方向の意見になっていたというふうに理解をしますが、具体的な提案という形になったのがこの報告書で、今までみたいなポンチ絵の形ではなくて、いきなりこの報告書で文字の形になって、そういう意味では唐突感があるのではないかという裁判所の御指摘もごもっともなところもあるかなと思います。

そういうことですので、具体的にどういうことを考えていくのかということについては、実際に運用されるのは裁判所ですので、裁判所の御意見も踏まえつつ、事務局のほうでどういう書きぶり、どこまで書けるのかということも含めて、調整といいますか、検討をしていただくのが適当かなと思います。

これも、この場でどのような書きぶりとし上げるのは難しいと思いますので、次回まで事務局のほうで案を検討していただくということで引き取らせていただくということかなと思います。よろしいでしょうか。

続きまして、今度は25ページ、「実効性、効率性及び利便性を高めるための方策」の部分について御議論をいただければと思います。これも幾つか内容がありますけれども、特に区切りませんので、どの点でも結構ですので御指摘をいただければと思います。

笹井さん、お願いします。

○法務省（笹井）

法務省の民事局で民法を担当しております笹井と申します。

時効の完成猶予、更新に関する記述の在り方のところで、大分議論が進んでいる中ではあるのですけれども、1点申し上げたいと思います。

今回の報告書（案）での御提案といたしまして、今の第38条ではなかなか対応できない場面があるということもあり、時効の完成猶予や更新についての特例の範囲を拡大するということが検討の対象になっているのかと思っているのですが、このような形で時効の更新といいますか、完成猶予事由を拡大することを理屈の上でどのように正当化するのかという点については、慎重に検討したほうがよいのではないかと感じました。

今の第38条は、共通義務確認訴訟と簡易確定手続という2つの手続が連続性のある建付けになっていますので、その2つが合わさって1つの個別的な権利が実現される点に鑑み、最初の共通義務確認訴訟の提起時に裁判上の請求があったとみなすということは説明しやすい形になっていると思っておりますが、今回の御提案は、共通義務確認訴訟が取り下げられたり、簡易確定手続が実際には開始されなかったという場面、すなわち第一段階の共通義務確認訴訟とは別個独立の手続が新たに始まるという場面です。この場面で、なぜ共通義務確認訴訟の提起時に裁判上の請求があったとみなせるのか、その説明は今の第38条とは大分理屈づけが変わってくるのだらうと思います。

今回の案では、抽象的に個々の消費者の権利が行使されるのに近い状態にあるのだと説明されておまして、そういった説明も可能だという気はいたします。一方で、御承知のように、時効の完成猶予や更新は、時効の正当化の理由と関連づけて、債権者による権利行使の意思が明確になっているのだとか、あるいは権利の存在が確定されているのだというような、様々な説明がされているところですが、共通義務確認訴訟によって抽象的には個別債権も権利行使されているのかもしれませんが、債権者自身が提起した訴えでもないということもありますし、却下等で終われば権利が確定しているというわけでもございませんので、そうすると、それをなぜ猶予事由とすることができるのかということについては、もう少し説明が必要なのではないかと考えました。

私のほうで今、具体的な修文案を持っているわけではございませんけれども、民法から見ると大きな特則だと思いますので、少し理論的なところも含めてきちんと検討したほうがよろしいのではないかとということで発言させていただきました。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございます。重要な御指摘をいただいたかと思います。

今の点でも、あるいはほかの点でも結構ですけども、他に御意見があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

大高委員、どうぞ。

○大高委員

ありがとうございます。

時効完成猶予・更新のところは、理論的な面で詰めなければいけない法制上の課題があるということは改めて認識をしたわけでありますけれども、政策的な必要性という意味では、かなりこの検討会で相当議論させていただいて、一定、消費者の自主的な提訴の利益、個別の提訴の利益というものを保護する場面があるのだらうということでは、おおむね一致をしていたのだらうとは理解をしております。

ただ、私としては個人的には和解というのは対象から落ちている点については残念には思っておりまして、集合訴訟の和解というのは、どうしても100人とも満足をいただけるような和解ができるとは限らないわけですので、その観点で、可能性としての個人提訴の余地はできるだけ残しておきたいという理念的なところからの思いですけども、思っております。その点は申し上げておきたいと思います。

今議論のあるところは置いておきまして、全体としてほかのところです。少し戻りまして、「特定適格消費者団体の情報取得手段の在り方」のところ、25ページの12行目以下の行政機関が保有する情報の開示の問題であります。これについていろいろ議論がございましたけれども、今回のまとめでは、25ページの21行目以下になりますが、景表法と特商法や預託法以外の行政処分等について、行政庁が作成した書類等の提供というのは、残念ながら将来の検討課題という位置づけの整理がされております。

確かに、解決しなければいけない課題が多々あることは認識しておりますので、そういう位置づけになることは一定やむを得ない面もあるかと思っておりますけれども、その一方で、書きぶりとして懸念事項ばかりがかなり書かれていて、議論の中では、集団的な消費者被害の回復のために行政と団体が連携することの意義という指摘もあったかと思っておりますので、その辺りの意義は確認をしておきたいと思っております。

これは同じく③④の「事業者の財産に関する情報の取得」であるとか「第三者の協力を得る仕組み」も同様のところがありまして、若干課題があるのだとい

うだけでは議論の取りまとめとしてはやや平面的かなと思うところもございますので、そこは御検討いただければと思います。

あと、飛びまして、「（４）手続のIT化」、28ページの14行目以下になりますが、先ほど記録の閲覧の考え方、木村委員から少し前のところでも御議論がありましたけれども、今、民事訴訟のIT化の議論が法務省のほうで進んでいることを承知しております。この事件記録の閲覧の関係で、和解調書をどう扱うか、これはかなり難しい問題があるかなと思っております。

木村委員がおっしゃったように、秘匿条項とかの実効性の問題とも絡むのですけれども、その一方で、現行法の建付けでは和解というのは基本的には対象消費者に対してできるだけ情報を提供していくという考え方もありますので、そういう考え方からすると、少なくとも和解調書の閲覧に関しては、対象消費者を利害関係人ではないと一律に位置づけていいかといったら、やはり議論の余地があるのかなと思いますので、そういったことを含めて十分な検討が必要かなと感じております。

一方、28ページの24行目のIT化のところに関しては、ページ数の関係もあるとは思いますが、IT化の議論を皆さん御存じとは限らないので、この報告書単体として見たときに、何が問題で、どうしてこういう点を留意しなければいけないのかがよく分からないところがありますので、注記をつけていただくなり、報告書単体で見たときに、網羅的というのは難しいと思いますけれども、ある程度配慮があったほうがいいのかと思います。

同じく28ページ目の32行目以下の「特定適格消費者団体と対象消費者との間の手続のIT化」も重要な問題だと思っております。ただ、これは支援の問題に絡むので、ここで書くのが適切かどうか分かりませんが、システムとかツールの開発が重要ですが、その費用負担をどうするのかという視点はどこかで書いておかないといけないかなと思っております。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。特段ございませんでしょうか。

木村委員、どうぞ。

○木村委員

「特定適格消費者団体の情報取得手段の在り方」というところ、25ページに、適格消費者団体にほかの団体が保有する情報を提供するといった場合が想定されているわけですが、提供を受けた側の団体が、被害回復以外の目的で

情報を使うということがないよう、団体職員に守秘義務を徹底する手当てが必要だと我々は考えておりますので、そのような指摘があったことをぜひ御記入いただければと思っております。

それから、時効の完成猶予・更新についてです。先ほど笹井参事官から御指摘があった点は私どもの中でも議論があって、民法上どういう整理なのだろうねというところは少し疑問があったのですが、あえて反対するほどの強いこだわりを我々は持っているわけではございませんので、特に意見を申し上げなかったところです。

逆に、企業側の実際の負担からいいますと、訴訟が係属すると、それが取下げで終わったり、却下判決で終わってしまったとしても時効の完成猶予の効果が出てしまうので、取引関係文書なんかを保存し続けなければならないということにはなろうかなと思っております。その点、先ほどの民法の理論上の問題を離れて、そういった問題が一応あるのだというところを改めて指摘させていただければと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

沖野委員、どうぞ。

○沖野座長代理

ありがとうございます。

時効の完成猶予についての点ですけれども、恐らく今までの議論は制度設計としてはいわば現行法の第38条の反面に当たるような場面について、同様の制度の実効性確保という観点から特則が必要ではないかと。それから、実質的な問題としては、一方で事業者負担を課すことにならないかという点についてです。

負担を課すのは確かなのですけれども、しかしながら、一定の時間的間隔を区切って、その間に個別の訴え提起があったときには証拠の保存がさらに続くということで、そのまま訴訟が続いていれば最初からずっと保存しておくというものなので、そこで調整を取っているというものです。負担についても配慮した上で制度設計としてはこういうことがあり得るのではないかという話ではなかったかと思います。

ただ、時効という制度の特例になりますので、時効の議論と整合的に説明がついているのかということは確かに改めて考えておく必要があるのだろうと思

います。

私は個人的には、訴え提起というか、裁判上の請求が当初からあったというよりは、別の手続で事業者との間の交渉等が進んでおり、それが打ち切られたというか、駄目になった段階で、一定期間は完成せず猶予される。ただ、その間の時効の更新理由についても個別の訴え提起に限るというような整理が適切ではないかと考えていたところです。それにしても、このような考え方もいずれにしても難点がありますし、いかんせん例外、特則ですので、より今の民法では認められないものをどうそこを飛び越えられるかということで説明を考えていくということではないかと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

垣内委員、どうぞ。

○垣内委員

垣内です。ありがとうございます。

28ページの24行目以下の「裁判手続のIT化」の関係のところですが、次のページにある「簡易確定手続における事件記録の閲覧等の在り方」の関係で、対象消費者が利害関係人に当然には当たらないというような議論はしてきたように思うのですが、IT化のところでは、「共通義務確認訴訟において、基本的に利害関係人に対象消費者は含まれない」という記載の趣旨ですが、共通義務確認訴訟について、これは訴訟ということですので、訴訟記録の閲覧ということに限って言えば、基本的に誰でもできるということで、これは対象消費者は閲覧はできるけれども、謄写まではできない、そういう整理をするということをここで書かれているということになりますでしょうか。

和解の取扱いについては、IT化の関係での議論が和解調書の取扱いについてされていますので、そちらの結果によるということになると思うのですが、ここの記載の趣旨について、事務局からもし敷衍いただければお願いしたいと思います。

○山本座長

それでは、事務局のほうからお答えいただけますでしょうか。

○伊吹専門官

事務局でございます。

28ページの28行目以下の記載につきましては、この点に関しては、IT化等で元の民事訴訟法自体が今議論されているということで、その帰趨に応じてということではあるのですけれども、その際に事件記録の閲覧等ということで、今御指摘いただいた、特に謄写に限る趣旨ではなく、閲覧、謄写といった点を踏まえて、IT化された場合に裁判所のシステムでできるのかとか、そこを離れてIT化されたもので閲覧できるのかとか、そういった議論があるかと存じまして、そういった点との関係。

和解調書との関係については、今、垣内先生から御指摘いただいたように、それがどういった仕組みになるのかという点がありますけれども、その点との関係で、利害関係人というところがそれぞれ出てきた場合のものとして記載をしてございました。

その点に関してさらに御議論いただけるようでしたら、その点も踏まえてまた記載ぶりは検討したいと存じます。

以上でございます。

○山本座長

垣内委員、いかがでしょうか。

○垣内委員

御説明、どうもありがとうございます。

趣旨は了解いたしましたので、現在の書きぶりですと、先ほど大高委員からも御指摘があったかもしれませんが、IT化のほうの議論のどういう文脈の関係でこういう記載になっているのかというところが分かりにくいかもしれないので、その辺りを少し補充していただくと、より理解しやすくなるのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

○山本座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

この部分も幾つか修文、明確化の御提案があったところかと思います。特に最後のIT化のところでは、大高委員からも御指摘があったとおり、確かにかなり簡略化されて書いているので、その議論の前提を知らない読者が読むと、垣内委員御指摘の点も含めてよく分からない感じになっているというのはそのとおりだと思います。もう少し敷衍して、あるいは注などを付けて、これだけを一読して分かるような記述にする必要があるというのは御指摘のとおりかなと思

いました。

それから、一番大きな点としては、法務省のほうから御指摘のあった時効の問題で、確かにこれまではかなり政策的にといいますか、その必要性という観点から、必要があるのではないかという御議論で、ここはかなりのコンセンサスがあったところなのかなと思います。理論的に突き詰めればどうなのかという部分については、なお検討の必要があるのではないかという御指摘は誠にそのとおりかと思しますので、この部分も先ほどの費用の負担、裁判所の決定の問題になるのと同じかと思いますが、事務局のほうで、時効について基本的な法制を管轄しておられる法務省の御意見等も踏まえながら、それから、沖野委員をはじめとした実体法の研究者の観点も含めて、どういう書きぶりが可能なのか、あるいはまたどこまで書くのかということも含めて、少し調整というか、検討が必要なところかと認識をしましたので、次回までの間、引き続き検討をいただければと、これも引き取らせていただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして今度は31ページ、「第3 特定適格消費者団体の活動を支える環境整備」の部分につきまして、御意見等をお出しいただければと思います。

河野委員、どうぞ。

○河野委員

ありがとうございます。

この制度への手当てに加えて、今回活動を支える環境整備に関しまして、様々な御提案をいただいて、内容的に大分考え方が広まったかなと感じています。

当初、大屋委員が御指摘くださったように、現状において自立的なサイクルが確立したエコシステムとして機能する状態には至っていない、この整理の13～14行目に書かれている状態であるというのは、私自身も消費者スマイル基金として並走してきたといいまじょうか、団体の活動を見てまいりまして、そのとおりだと思っております。

ただ、既に制度がスタートしてそろそろ5年になろうとしていまして、いつまでもこのような状態で置いておくというのは、そもそものこの特例法の目的をしっかりと果たすには、ぜひこの時点で何らかの手当てをしていただきたいと思いますと思っております。

確実に不足しているのは、情報と財源だと思っております。今回、具体的に32ページで、指定法人制度というのを御提案いただいています。一つの画期的な御提案だと思っております。この指定法人制度に関しましては、具体的に位置づけをどうするのかとか、どのような機能が求められるのか、どのような機能

がここで付与できるのかということに関しましては、ぜひ団体の皆様の現状を踏まえた御意見等をしっかり入れた上で、今後の肉づけをしていただければと思っています。

現状打開においては、財源、制度的な補強をするためにも、こういったアイデアというのはとても重要だと思っていますので、ぜひこの件に関しましてはより実効性の高い検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

大高委員、どうぞ。

○大高委員

ありがとうございます。

今、河野委員からありました発言は私も基本的には賛同いたします。こういった指定法人制度というのを特例法の制度につくるというのは、これまであまり論じられてこなかったところだと思いますけれども、アイデアとして非常に面白いものだと思いますので、ぜひいいものができることを期待したいと思っています。

ただ、以前も申し上げたとおり、器だけ作っても中身が充実しないと駄目です。ありますので、とりわけ32ページの35行目以下で、指定法人制度の実効性のためには指定法人の人的・物的・財政的体制を確保することが重要だという記述を入れていただいたのは大変いいことだと思っています。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

沖野委員、どうぞ。

○沖野座長代理

大変細かい点ではあるのですが、32ページの指定法人制度についてです。それで、指定法人という第三者、しかもそれが公証されるという第三者の必要性ということがいろいろな面から考えられるように思います。一つは、特定適格消費者団体には期待できない役割、例えば寄附を受けるとか、和解で特に

寄附を受けるというのは利益相反になりますので、それが起こらないようにする第三者が必要であり、しかもそこには第三者自身が信頼できる母体であるということが必要ですので、そういった面から第三者によらざるを得ないという面があります。

もう一つは、諸種の情報提供、あるいはこの制度とか特定適格消費者団体の認知度を高めるための活動といったものです。これも、自分がPRするのはなかなか難しいということもありますので、そういった面があると思います。

それに対しまして、一種のアウトソーシング的なもの、個別の消費者への通知とか、それはむしろ集約することによる効率性という面ですので、少し性格が違うというところは意識したほうがいいのではないかと感じたところです。それによって、どこを一番重点的に図っていくのかという手順のようなこともあると思います。

指定法人制度自体についても人的・物的な手当てが必要であるということは非常に重要であり、もう既に書かれておりますし、大高委員からも御指摘があった点で、ここは特に重要だと思います。

大変細かいところと申しますのは、32ページの10行目からですが、「すなわち」の段落ですと、一元的な周知・広報を行うということと、それによって効率的に寄附を集めるということが書かれております。ただ、一元的な周知・広報というのは寄附だけにつながるものではないと思いますので、そういう認知活動を行うことの重要性が一つあって、また、それが寄附にもつながっていくという形ですので、ここは文章的には一旦切ったほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。誠にごもったもな御指摘かと思えます。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

ここの部分は基本的にはそれほど御異論はないところかと思いますが、もう一度文章については精査をして、最終的な文案を固めていくことかと思えます。

よろしければ、報告書（案）の最後になりますけれども、35ページ以下、「第4 その他」の部分について御意見等をお出しいただければと思います。

大高委員、どうぞ。

○大高委員

ありがとうございます。

第4の「1. 破産手続との関係」について、若干申し上げたいと思います。

今回、特定適格消費者団体に一般的な破産申立権限まではともかくとして、特例法の手続との接合という形で、一定の有用性、必要性があるということをまとめていただいた点は非常にありがたいと思っております。

ただ、前回の議論では、もう少し前向きに継続的な検討が必要ではないかという意見が多かったように認識をしております。他の将来検討課題にされた論点と同じように、この点についても、将来の検討課題であるということをもう少し明確に打ち出していただいてもいいのではないかと思いますので、そのように考える次第であります。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

木村委員、どうぞ。

○木村委員

先ほど発言し忘れてしまったのですが、**「特定適格消費者団体の活動を支える環境整備」**のところで、指定法人制度の議論があったところにつきまして、指定法人が担う役割からいたしますと、非常に透明性が求められるのではないかと我々は考えています。透明性を確保すべきだという指摘とか、あとは指定法人ではなくて特定適格団体において、今回和解の柔軟化なども含めて、より幅広の業務ができるようになってくるということがございますので、事務負担の軽減は必要ではあるかと思っておりますけれども、それに見合ったガバナンスの維持も一方で必要なのだという意見があったところを書き加えていただければと思います。バランスを取った負担軽減の在り方が必要だというふうに理解をしております。

それから、報告書そのものの話ではないのですが、経団連の会員企業から、今後のスケジュール感について確認をしたいという話がありました。報告書の取りまとめ、最初は8月めどみたいなお話もあったかと思っておりますけれども、9月に入っていく中で、どの時点までに報告書の取りまとめを考えているのかということ。

それから、報告書が取りまとまって公表された後、パブリックコメントの手続をなさるかどうかなというところ。

それから、早ければ、いつ改正法案を国会に提出することになるのかといった点について、質問を経団連の会員企業からもらっておりますので、回答でき

るものについては御回答いただければと思います。

○山本座長

ありがとうございました。

最後の点につきましては、全体の報告書（案）の検討が終わった後にしたいと思います。

最後の第4の点、あるいはそれ以外の報告書全体について言い漏らしたという点でも結構ですけれども、全体を通してこの報告書（案）について何かありましたら、まず御指摘をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

垣内委員、どうぞ。

○垣内委員

垣内です。

先ほど発言した点に関連するところで言い漏らしてしまったのですけれども、28ページのIT化の関係で、共通義務確認訴訟における対象消費者の地位と申しましようか、利害関係の有無ということにつきまして、利害関係人には対象消費者は含まれないこととするための整理というふうにあるのですけれども、簡易確定手続で他の対象消費者との関係では利害関係人に含まないというような議論をたしかこの検討会でもしたように記憶しているのですけれども、共通義務確認訴訟との関係で、対象消費者に利害関係がないという整理が当然出てくるかということ、むしろまさに自分も主体となり得るような権利義務関係の基礎となる部分についての訴訟手続ということですので、そこはいろいろ議論があり得るところなのかなという感じもいたします。

また、現在、先ほどもお尋ねしました謄写との関係などでどういう取扱いがされているのかということもちょっと気になりますので、事務局で少しその辺りも確認いただいて、ここの記述を先ほど来の話で敷衍していただく際に併せて御検討いただけるとよいのではないかと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

確かにそのとおりだと思いますので、事務局のほうでこれは精査していただければと思います。

ほかに全体を通してございましたら。

大高委員、どうぞ。

○大高委員

何度も発言の機会をいただきましてありがとうございます。

全体ということですので、今回、必ずしも触れられていない点について少し申し上げたいと思っています。

今回、短期間で非常に集中的な議論をさせていただいたかなと理解をしているのですが、その中で特例法そのものの限界として浮かび上がってきた点が幾つかあると思うのですが、そのうちの幾つかとして、少額事件への対応と、資産隠しをするような悪質な事業者への対応というのが浮かび上がってきたのかなと思っています。

このうち少額事案に対する対応に関しては、通知・公告の在り方とか団体の負担を軽減するという在り方が議論されましたし、資産隠しに関しては、代表者等への被告適格の拡大というのが提案をされているということと理解しています。

ただ、この間の議論でも、各委員から本当にこれは実効性があるのかという議論もあったように記憶をしています。

確かにこれはある意味で正しい面もあるかなと思っていて、集合訴訟としての特例法の制度としての限界をある意味では示しているのかなと思うところもごさいます。もちろん特例法というのは、あくまで民事訴訟の枠組みの中で集団的な被害救済を図っていこうという仕組みですから、当然、おのずから一定の限界があるのはやむを得ないところだと思うのですが、ではどうすれば良いのかということになるのですが、私の理解ではEUとかそういった諸外国では、集合訴訟といったものを一つの単体で被害回復を考えていくのではなくて、例えば行政による利益の吐き出しであるとか、ADRのオンライン化、いわゆるODRといったものを充実させるとか、そういった様々な手法を組み合わせ、それぞれの足りないところを補う形で、一つのパッケージとして集団的な被害救済の仕組みというものをつくっていく、最近はそういう流れになってきているのかなと思っています。

もちろんこういったところは今回の検討会の守備範囲を明らかに超える議論ではあると思うのですが、今後、集団的な被害回復の在り方、被害回復をより実効化するというのを考えるときに当たっては、特例法自体の改善というものも当然必要ですが、それだけではなくて、複合的な視点を持って議論を進めていくことが必要だといったものを総論的に書けたらいいなと、感想めいたことですが、思っています。

時間をいただいて恐縮です。意見として申し上げます。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の報告書（案）の検討についてはこのあたりにさせていただければと思います。

本日、様々な御意見を頂戴いたしましたので、事務局においては、今回の議論内容について精査をしていただいて、それを踏まえて報告書の修正について進めていただいて、次回、修正案について再び御検討いただくという形で進めてまいりたいと思います。

最初にも申し上げましたとおり、本日、時間の制約で御遠慮されて御発言いただけなかった部分がある場合については、恐縮ですけれども、次回までの準備をする都合がございますので、9月1日、つまり明後日までに事務局のほうにお寄せいただければ、それについて事務局においてはお寄せいただいた御意見も踏まえて次回に向けた修正案を準備していただくということにしたいと思いますので、時間が切迫していて恐縮ですけれども、9月1日までにお寄せいただければ、事務局の作業が円滑に進むということかと思えます。

それから、木村委員から御質問があった今後の進め方でございます。まず、報告書の取りまとめですけれども、これは議論が熟したところで取りまとめということだと認識をしております。先ほどのような形で、本日あるいは9月1日までにお寄せいただく意見を踏まえて、事務局のほうで報告書（案）の修正案というものを検討していただくことになります。幾つか、例えば最高裁判所とか法務省等々の関係もあるような事項もございますので、そこで御意見をいただきながら修正案を作成していただくということになろうかと思えます。

次回で、もしその修正案について、もちろん字句の修正等の御意見はあろうかとは思いますが、もちろん事前に恐らく見ていただく時間は設けられると思いますので、事前にも御意見をいただくことは可能なのではないかと思いますけれども、当日も御意見をいただいて、もしその時点で字句の修正はともかくとして、中身について私と事務局に御一任いただけるような状況になれば、そこで取りまとめということになるのが自然かなと思います。

ただ、次回でも議論の熟度といいますか、熟成の度合いがそこまで行かなければ、さらにもう一回ということになるということかと思えます。もちろん、延々とどこまでも議論していくということにはなかなかいきませんので、どこかでは区切りをつける必要はあろうかと思えますけれども、最初、あるいはずっと申し上げておりますとおり、無理に区切りをつけようとは私自身は思っておりませんので、議論が熟するところを待ちたいと思っているということ。それがこの議論の取りまとめに向けた座長としての私の認識であります。

事務局のほうから、今の私の認識も含めて、それから、取りまとめの後、パブ

リックコメント等を行うのかという御質問、あるいは法改正をやるとして、その法改正の時期という点についても御質問があったかと思いますが、それは私の守備範囲を超えておりますので、事務局、消費者庁のほうから今の点についてお答えいただける範囲でお答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○黒木課長

事務局でございます。

座長、ありがとうございます。

まず、この検討会の報告書の取りまとめにつきましては、今、座長がお示しいただきました方向でお進めいただければと思っております。

当初より、8月というか、今夏にもできればお取りまとめをとということでございましたので、できましたら夏と呼べる間に何らかの取りまとめをいただけると、事務局としては大変ありがたいと考えてございます。

その上で、それ以降ということでございますけれども、まず、報告書をお取りまとめいただきましたら、そのような報告書について様々な方面からの御意見を伺う機会というものはしっかりと私どももいろいろな場面を活用して御意見を伺っていきたいと思っておりますが、その方法としてパブリックコメントという形が適しているのかどうかということについては、よく検討した上で、それが適しているということであれば、そうなりましょうし、それ以外にいろいろな場面でお聞きするほうがより建設的であるということであれば、そのような場を設け、また様々なところに御相談をしていくということかと思っております。

それから、改正法の時期がいつになるのかということでございますけれども、これはまさにお取りまとめをいつぐらいにいただけるのか、その上で、さらに私どもとしては改正法ということになれば法制的な詰めもしていかなければなりませんので、そのような作業を進めた上で、それができましたら、もちろんそれから間を空けることなく提案していければと思っております。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

木村委員、いかがでしょうか。

○木村委員

御説明ありがとうございます。ひとまず結構です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかに何か、スケジュール等を含めて御質問あるいは御意見等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今、大きくはお話がありましたけれども、今後の日程につきまして、事務局のほうから御説明がありましたらお願いいたします。

○伊吹専門官

事務局でございます。

本日も大変貴重な御意見、御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。次回の日程等の詳細につきましては、改めて御連絡させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

本日も長時間にわたりまして貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。今、黒木課長からもありましたけれども、夏のうちにということで、秋雨前線も近づいているという話もあるようですけれども、夏と呼べる間に取りまとめができれば私としても幸いと思いますので、次回以降につきましても、引き続き御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日はこれにて閉会としたいと思います。長時間ありがとうございました。